

高梁市農業者等原油価格・物価高騰対策緊急支援金

原油価格・物価高騰等の影響を受けている農業者等の営農負担を軽減することで、今後も継続して事業に取り組めるよう農業者等に支援金を交付します。

交付額（申請は1回限り）

個人：5万円

法人：10万円

交付対象者：次の要件に該当する農林漁業（農業、畜産、林業、漁業）者

- (1) 令和3年の確定申告（法人税・所得税）、もしくは市民税・県民税申告を行っている。
- (2) 令和4年12月1日において、高梁市内に住所、又は主たる事業所を有し、引き続き農林漁業を継続する意思がある。
- (3) 令和3年における収入全体のうち、過半が農林漁業収入である。
- (4) 令和3年の農林漁業収入が5万円以上である。
※法人においては、10万円以上。
- (5) 市税等を完納している。

申請手続：下記の書類をご提出ください。

- (1) 高梁市農業者等原油価格・物価高騰対策緊急支援金交付申請書兼請求書
- (2) 申告済みの令和3年の確定申告書類の写し
 - ① 確定申告書B第一表、又は市民税・県民税申告書
 - ② 法人税確定申告書別表一
 - ③ 法人事業概況説明書 ※①は個人農林漁業者、②③は農林漁業法人
- (3) 申請者本人名義または法人名義の振込先口座通帳の写し
※通帳おもて面と通帳を開いた1、2ページ目の両方
- (4) 申請者本人確認書類（※個人農林漁業者のみ）
運転免許証（両面）、マイナンバーカード（おもて面）、健康保険証の写しなど

申請先

〒716-8501 高梁市松原通2043

問い合わせ先

高梁市産業経済部農林課農林振興係

電話：21-0223 FAX：22-1156

申請期限

令和5年2月28日（火）まで

高梁市を装った詐欺にご注意ください！

市職員が「通帳やカードを預かる」「暗証番号を尋ねる」「ATMの操作を指示する」等を行うことは絶対にありません。